

■研究ノート

栃木県内NPO法人の財務実態の分析

The Financial Analysis of Nonprofit Organizations in Tochigi Prefecture

土崎 雄祐*

TSUCHIZAKI, Yusuke

要旨：本稿では、一般公開されている活動計算書を用いて栃木県内 NPO 法人の財務実態を明らかにすることを試みた。栃木県においては、県土の周縁部に立地し、高齢化が急速に進む「課題先進地」と言える自治体では、人口 1 万人当たりの NPO 法人数が多くなっており、活動分野の上位 2 つが「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」であるのは、各種制度に基づく福祉事業との関連性の高さが推察される。その収入源をみると、「NPO らしい資金源」と言える会費や寄付の調達に注力している NPO 法人が少ないことが明らかになった。前者を調達していないのが 3 割弱、後者に至っては 6 割弱という結果である。一方、8 割弱の NPO 法人に何らかの事業収益があり、同時に経常収益の計と比較してわかるように収入源が事業収益に依存していることがわかる。

キーワード：NPO 法人、会費、寄付、事業収益、各種制度に基づく福祉事業

【目次】

はじめに

第 1 章 調査方法

第 2 章 調査結果

第 1 節 調査対象の概要（フェイスシート）

- (1) 主たる事務所の所在地
- (2) 参考：栃木県内の市町村別人口（2016.9.1 現在）
- (3) 人口 1 万人当たりの NPO 法人数
- (4) 活動分野
- (5) 活動分野の選択個数
- (6) 設立登記年

第 2 節 栃木県内 NPO 法人の財務実態

- (1) 経常収益
- (2) 経常費用
- (3) 経常収益と経常費用の差

第 3 章 考察

おわりに

はじめに

阪神・淡路大震災を契機とし、草の根の市民団体に対して容易に法人格を付与することで、地域の活性化や課題解決を加速させることを目指した特定非営利活動促進法（NPO 法）が 1998 年に施行され間もなく 20 年が経過する。所轄庁（都道府県・政令指定都市）の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）は 5 万を超え[1]、これはコンビニエンスストア上位 14 チェーンの店舗数に匹敵する数[2]である。

法人数の増加とは裏腹に、法人が抱える課題は山積している。2015 年 3 月に内閣府が発表した『平成 26 年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査報告書』によると、法人の抱える課題として「人材の確保や教育」をあげる割合が 7 割を超え、最も高くなっている。次いで「収入源の多様化」「法人の事業運営力の向上」が高い割合を示している[3]、割合に多少の違いはあれど課題として認識される事項に大きな変化は見られないと推察される。

本稿では、栃木県内 NPO 法人が所轄庁に提出した計算書類に記載されている内容を分析し、財務実態を把握することで、地域の活性化や課題解決に資する NPO 法人のあるべき姿を明らかにし、その実現に必要な方策（行政機関や NPO 支援団体によるものも含む）について検討していく。

* 宇都宮大学地域連携教育研究センター特任研究員

第1章 調査方法

調査対象を2015年4月30日現在、設立登記が完了し、栃木県内に主たる事務所を有するNPO法人のうち、事業年度が1年以上経過しているものとした。対象となるNPO法人の総数は550であった。

これらの法人が所轄庁に提出した2013年度の事業報告書等[4]のうち、内閣府「NPOホームページ」[5]に掲載されたものを収集し、活動計算書における以下の項目の金額を集計し、財務実態を明らかにすることを試みた。

1. 経常収益
 - 1-1. 受取会費
 - 1-2. 受取寄付金
 - 1-3. 受取助成金等
 - 1-4. 事業収益
 - 1-5. その他収益
2. 経常費用
 - 2-1. 事業費一人件費
 - 2-2. 事業費—その他経費
 - 2-3. 管理費一人件費
 - 2-4. 管理費—その他経費
3. 経常収益と経常費用の差

なお、上記項目は2010年7月20日に策定(2011年11月20日に一部改正)されたNPO法人会計基準[6]による。

第2章 調査結果

第1節 調査対象の概要(フェイスシート)

調査対象となるNPO法人550について、栃木県庁の

	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
法人数	159	38	37	27	20	37	42	19	18	5
割合%	28.9	6.9	6.7	4.9	3.6	6.7	7.6	3.5	3.3	0.9
	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町
法人数	40	9	9	12	3	6	11	2	5	8
割合%	7.3	1.6	1.6	2.2	0.5	1.1	2.0	0.4	0.9	1.5
	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	合計				
法人数	4	2	9	22	6	550				
割合%	0.7	0.4	1.6	4.0	1.1					

表1. 主たる事務所の所在地

Webサイトで公開されている情報を収集し、分析を試みた。

(1) 主たる事務所の所在地(表1)

主たる事務所の所在地をみると、「宇都宮市」が28.9%で最も高く、次いで「小山市」7.6%、「那須塩原市」7.3%となっている。

(2) 参考: 栃木県の市町村別人口(2016.9.1現在)(表2)

参考として、2016年9月1日現在の栃木県の市町村別人口[7]をみると、「宇都宮市」が26.4%で最も高く、次いで「小山市」8.5%、「栃木市」8.1%となっている。

主たる事業所の所在地と人口それぞれの上位5市町村を比較すると、1・2位は同一であり、足利市と栃木市についてはいずれも5位以内に入っている。

(3) 人口1万人当たりのNPO法人数(表3)

人口1万人当たりのNPO法人数をみると、「那須町」が8.90で最も多く、次いで「茂木町」8.52、「日光市」4.49となっている。平均は2.79である。

(4) 活動分野(表4)

NPO法別表で定める活動分野をみると、「保健・医療・福祉」が62.2%で最も高く、次いで「子どもの健全育成」44.7%、「社会教育」41.6%となっている。平均回答数は3.87である。

(5) 活動分野の選択個数(表5)

活動分野の選択個数をみると、「1個」が18.9%で最も高く、次いで「2個」18.2%、「3個」17.3%となっている。

	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
人口	519,466	148,659	158,600	118,216	97,855	82,420	166,652	79,597	75,141	33,030
割合%	26.4	7.6	8.1	6.0	5.0	4.2	8.5	4.0	3.8	1.7
	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町
人口	116,766	44,888	26,677	59,289	31,047	23,057	12,911	11,635	15,103	39,914
割合%	5.9	2.3	1.4	3.0	1.6	1.2	0.7	0.6	0.8	2.0
	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	合計				
人口	25,308	11,271	29,500	24,727	16,606	1,968,335				
割合%	1.3	0.6	1.5	1.3	0.8					

表 2. 参考：栃木県の市町村別人口（2016.9.1 現在）

	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
法人数	3.06	2.56	2.33	2.28	2.04	4.49	2.52	2.39	2.40	1.51
	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町
法人数	3.43	2.00	3.37	2.02	0.97	2.60	8.52	1.72	3.31	2.00
	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	平均				
法人数	1.58	1.77	3.05	8.90	3.61	2.79				

表 3. 人口 1 万人当たりの NPO 法人数

	保健・医療・福祉	社会教育	まちづくり	観光	農村漁村・中山間地域	学術・文化・芸術・スポーツ	環境の保全	災害救援	地域安全	人権・平和
法人数	342	229	225	8	10	166	146	40	56	86
割合%	62.2	41.6	40.9	1.5	1.8	30.2	26.5	7.3	10.2	15.6
	国際協力	男女共同参画社会	子どもの健全育成	情報化社会	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力・雇用機会	消費者の保護	連絡・助言・援助	条例指定
法人数	79	43	246	38	12	86	111	29	174	0
割合%	14.4	7.8	44.7	6.9	2.2	15.6	20.2	5.3	31.6	0.0

表 4. 活動分野

	1個	2個	3個	4個	5個	6個	7個	8個	9個以上	合計
法人数	104	100	95	69	63	41	28	19	31	550
割合%	18.9	18.2	17.3	12.5	11.5	7.5	5.1	3.5	5.6	

表 5. 活動分野の選択個数

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
法人数	25	28	18	27	40	44	36	70	37	36
割合%	4.5	5.1	3.3	4.9	7.3	8.0	6.5	12.7	6.7	6.5
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	合計			
法人数	40	40	28	45	32	4	550			
割合%	7.3	7.3	5.1	8.2	5.8	0.7				

表 6. 設立登記年

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	88	115	85	20	20	5	0	0	1	334
割合%	26.3	34.4	25.4	6.0	6.0	1.5	0.0	0.0	0.3	

表 7. 受取会費

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	192	50	47	22	16	3	3	0	1	334
割合%	57.5	15.0	14.1	6.6	4.8	0.9	0.9	0.0	0.3	

表 8. 受取寄付金

(6) 設立登記年 (表 6)

設立登記年をみると、「2006年」が12.7%で最も高く、次いで「2012年」8.2%、「2004年」8.0%となっている。

第2節 栃木県内 NPO 法人の財務実態

上述した550のうち、内閣府「NPOホームページ」内「NPO法人ポータルサイト」で2013年度の事業報告書等を確認できた栃木県内のNPO法人は334(60.7%)であった。これらについて、上述した項目ごとに金額を集計した。

(1) 経常収益

① 受取会費 (表 7)

受取会費をみると、「1円～10万円未満」が34.4%で最も高く、次いで「0円」26.3%、「10万円～50万円未満」25.4%となっている。総額は267,395,427円、平均は800,585円、中央値は51,000円である。

② 受取寄付金 (表 8)

受取寄付金をみると、「0円」が57.5%で最も高く、次いで「1円～10万円未満」15.0%、「10万円～50万円未満」14.1%となっている。総額は252,617,382円、平均は756,339円、中央値は0円である。

③ 事業収益 (表 9)

事業収益をみると、「1,000万円～5,000万円未満」が23.1%で最も高く、次いで「0円」21.0%、「500万円～1,000万円未満」10.8%となっている。総額は5,109,779,534円、平均は15,298,741円、中央値は2,425,255円である。

④ 受取助成金等 (表 10)

受取助成金等をみると、「0円」が71.0%で最も高く、次いで「100万円～500万円未満」8.7%、「10万円～50万円未満」7.2%となっている。総額は636,632,374円、平均は1,906,085円、中央値は0円である。

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	70	16	35	20	57	36	77	13	10	334
割合%	21.0	4.8	10.5	6.0	17.1	10.8	23.1	3.9	3.0	

表 9. 事業収益

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	237	13	24	12	29	6	10	1	2	334
割合%	71.0	3.9	7.2	3.6	8.7	1.8	3.0	0.3	0.6	

表 10. 受取助成金等

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	67	191	39	16	18	2	1	0	0	334
割合%	20.1	57.2	11.7	4.8	5.4	0.6	0.3	0.0	0.0	

表 11. その他収益

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	12	28	42	30	63	42	90	13	14	334
割合%	3.6	8.4	12.6	9.0	18.9	12.6	26.9	3.9	4.2	

表 12. 経常収益の計

⑤ その他収益（表 11）

その他収益をみると、「1円～10万円未満」が 57.2%で最も高く、次いで「0円」20.1%、「10万円～50万円未満」11.7%となっている。総額は 96,474,624 円、平均は 288,846 円、中央値は 400 円である。

⑥ 経常収益の計（表 12）

経常収益の計をみると、「1,000万円～5,000万円未満」が 26.9%で最も高く、次いで「100万円～500万円未満」18.9%、「10万円～50万円未満」と「500万円～1,000万円未満」がそれぞれ 12.6%となっている。総額は 6,371,069,238 円、平均は 19,075,058 円、中央値は

4,383,123 円である。

⑦ 参考：評価益（表 13）

NPO 法人会計基準では、無償または著しく低い価格の施設の提供等による物的サービス等を受け入れた場合やボランティアの受け入れをした場合で、「客観的に把握することができる場合」には、その評価益を財務諸表の注記に加えて、活動計算書へ計上することができる[8]。

参考として、評価益をみると、「0円」が 97.9%で最も高くなっている。これは 97.9%の NPO 法人が物的サービス等やボランティアの受け入れをしていないというわけではなく、評価益への認知不足が背景にあるものと推察さ

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	327	2	1	1	3	0	0	0	0	334
割合%	97.9	0.6	0.3	0.3	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	

表 13. 参考：評価益

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	157	15	17	9	38	28	55	10	5	334
割合%	47.0	4.5	5.1	2.7	11.4	8.4	16.5	3.0	1.5	

表 14. 事業費における人件費

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	26	28	52	32	97	46	48	4	1	334
割合%	7.8	8.4	15.6	9.6	29.0	13.8	14.4	1.2	0.3	

表 15. 事業費におけるその他経費

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	25	23	45	30	66	31	88	18	8	334
割合%	7.5	6.9	13.5	9.0	19.8	9.3	26.3	5.4	2.4	

表 16. 事業費の計

れる。

(2)経常費用

① 事業費における人件費（表 14）

事業費における人件費をみると、「0円」が47.0%で最も高く、次いで「1,000万円～5,000万円未満」16.5%、「100万円～500万円未満」11.4%となっている。総額は2,833,160,851円、平均は8,482,518円、中央値は57,000円である。

② 事業費におけるその他経費（表 15）

事業費におけるその他経費をみると、「100万円～500

万円未満」が29.0%で最も高く、次いで「10万円～50万円未満」15.6%、「1,000万円～5,000万円未満」14.4%となっている。総額は2,106,685,632円、平均は6,307,442円、中央値は1,630,914円である。

③ 事業費の計（表 16）

事業費の計をみると、「1,000万円～5,000万円未満」が26.3%で最も高く、次いで「100万円～500万円未満」19.8%、「10万円～50万円未満」13.5%となっている。総額は4,939,846,483円、平均は14,789,960円、中央値は3,350,054円である。

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	218	16	25	13	40	9	12	1	0	334
割合%	65.3	4.8	7.5	3.9	12.0	2.7	3.6	0.3	0.0	

表 17. 管理費における人件費

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	53	63	81	36	77	12	12	0	0	334
割合%	15.9	18.9	24.3	10.8	23.1	3.6	3.6	0.0	0.0	

表 18. 管理費におけるその他経費

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	52	58	74	32	71	20	25	2	0	334
割合%	15.6	17.4	22.2	9.6	21.3	6.0	7.5	0.6	0.0	

表 19. 管理費の計

	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1,000万円未満	1,000万円～5,000万円未満	5,000万円～1億円未満	1億円以上	合計
法人数	15	20	42	27	0	37	91	21	11	334
割合%	4.5	6.0	12.6	8.1	0.0	11.1	27.2	6.3	3.3	

表 20. 経常費用の計

④ 管理費における人件費（表 17）

管理費における人件費をみると、「0円」が65.3%で最も高く、次いで「100万円～500万円未満」12.0%、「10万円～50万円未満」7.5%となっている。総額は480,276,039円、平均は1,437,952円、中央値は0円である。

⑤ 管理費におけるその他経費（表 18）

管理費におけるその他経費をみると、「10万円～50万円未満」が24.3%で最も高く、次いで「100万円～500万円未満」23.1%、「1円～10万円未満」18.9%となっている。総額は526,245,980円、平均は1,575,587円、中央値

は443,492円である。

⑥ 管理費の計（表 19）

管理費の計をみると、「10万円～50万円未満」が22.2%で最も高く、次いで「100万円～500万円未満」21.3%、「1円～10万円未満」17.4%となっている。総額は1,006,522,019円、平均は3,013,539円、中央値は15円である。

⑦ 経常費用の計（表 20）

経常費用の計をみると、「1,000万円～5,000万円未満」

	-100万円以下	-100万円未満～-50万円	-50万円未満～-10万円	-10万円未満～-1円	0円	1円～10万円未満	10万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円以上	合計
法人数	48	23	40	36	17	47	45	27	51	334
割合%	14.4	6.9	12.0	10.8	5.1	14.1	13.5	8.1	15.3	

表 21. 経常収益と経常費用の差

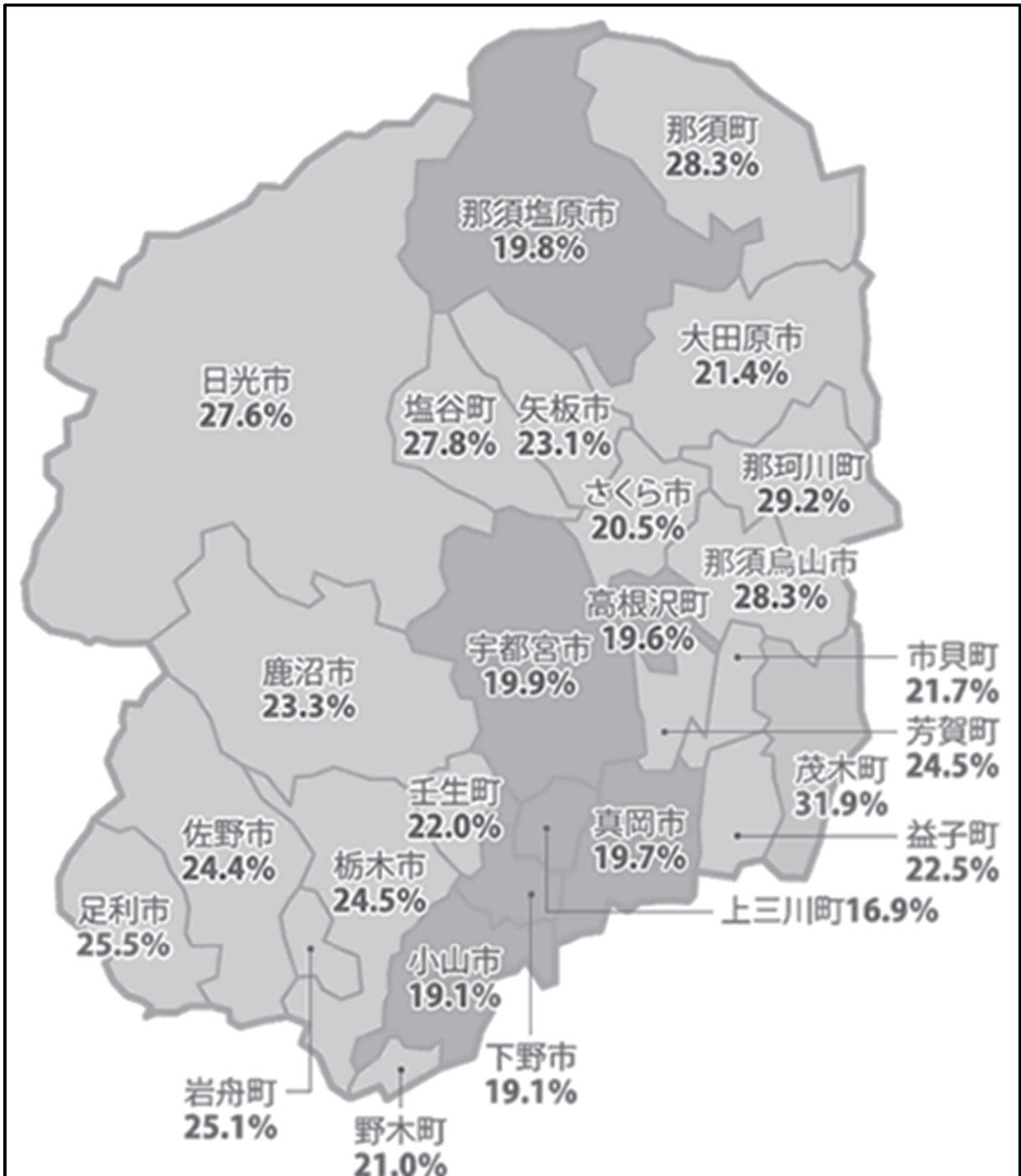


図 1. 栃木県内市町別高齢化率[9]

12.6%、「500万円～1,000万円未満」11.1%となっている。総額は5,946,368,502円、平均は17,803,499円、中央値は4,479,087円である。

(3) 経常収益と経常費用の差 (表 21)

経常収益と経常費用の差をみると、「100万円以上」が15.3%で最も高く、次いで「-100万円以下」14.4%、「1円～10万円未満」14.1%となっている。総額は424,700,736円、平均は1,271,559円、中央値は15円である。

第3章 考察

本稿では栃木県庁のWebサイトや内閣府のポータルサイトで公開されているデータを収集し、単純集計を行ってきた。本章では、これまでに明らかになったことを述べていく。

■「課題先進地」には人口の割にNPO法人が多く所在している

人口1万人当たりのNPO法人数上位3自治体はいずれも県土の周縁部に立地する「課題先進地」と言えるところである。一例として2010年の高齢化率をみると、いずれも上位5自治体に入っている[10]。高齢化が急激に進み、様々な課題が噴出する中で地域の課題にいち早く気付いた住民がNPO法人を組織し、課題解決のための事業を展開していることがわかる。

■「保健・医療・福祉」「子どもの健全育成」分野の法人が多いのは、各種制度に基づく福祉事業の影響か

活動分野上位2つは各種制度に基づく福祉事業との関連性が高いと推察される。例えば、1998年に施行された介護保険法に基づく介護サービスを提供する事業者は法人でなければならないが、資本を必要としないなどの点により、社会福祉法人や株式会社と比較するとNPO法人は容易に設立できる法人で、またNPO法と介護保険法の制定時期が近接していることから「介護保険事業を行うためにNPO法人格を取得する」というある種の流れができたものと思われる。また、「子どもの健全育成」にかかわることの一例として放課後児童健全育成事業が挙げられる。これは児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るものである[11]。この事業の運営団体の一つとしてNPO法人があり、

自治体からの事業受託を機にNPO法人を設立したケースも散見される[12]。

■義務付けられている事業報告書等の提出をしているNPO法人は約6割

上述した通り、内閣府の「NPO法人ポータルサイト」で2013年度の事業報告書等を確認できたのは60.7%であった。所轄庁に提出したすべての事業報告書等がリアルタイムで同サイトに掲載されるとは限らないのだが、法令を遵守しないNPO法人が少なからず存在していることがうかがい知れる。NPO法第43条1項において、事業報告書等の作成及び所轄庁への提出は、重要なNPO法人の責務であり、提出が3年以上にわたって行われなときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができるとされているが[13]、栃木県においてはこれに基づく認証取消に至ったケースはない。また、当期の経常収益・経常費用のいずれも0円であり、前年度の活動実績がないと思われるNPO法人も9法人あった。

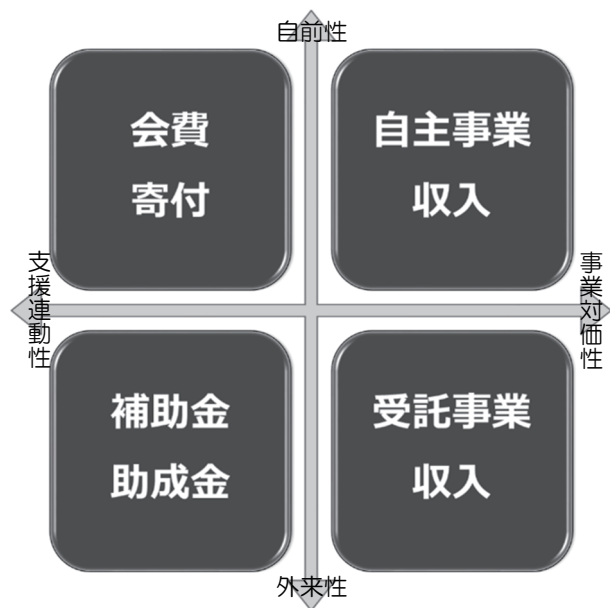


図 2. NPOの財源の特性[14]

■3割弱が会費を、6割弱が寄付を集めていない

会費とはそれぞれの団体がもつ会員制度（メンバーシップ）により、それらの会員から一定額を定期的に集めて得る収入である。使途が自由であるという大きな利点があり、NPOにおける「資金の王様」とも言われている。また、寄付とは団体の運営や活動を支えるために、拠出する人の判断で自由に額を決め、随時、贈与されることによって得る収入である。支援者の共感によって拠出される資金で、

継続的なものから一時的なものまで多様である。会費や寄付などの支援性の強い財源は、事業収益や補助金や助成金に比べると小口のものが多く、集めるのも手間がかかるが、用途の自由度は高く、一定の規模で継続的に得られれば、安定的な資金源になりうる。人々の共感の塊でもあり、単なる資金の意味合いを超えた様々な人たちの思いや共感の結集とも言える[15]。換言すると、これらは「NPOらしい資金源」であると言えるが、後述する事業収益に比べると調達に注力しているNPO法人は少ないのが現状である。NPO法人における会費・寄付は非課税であり[16]、制度の優遇があるにもかかわらずこれらの調達が進んでいないのは栃木県内NPO法人における課題の一つである。

■一方で、8割弱が何らかの事業収益あり

事業収益で最も割合が高くなったのは「1,000万円～5,000万円未満」であった。これと経常収益の計を比較し、割合が最も高くなった金額帯（経常収益の計においては「1,000万円～5,000万円未満」とその割合（事業収益は23.1%、経常収益の計は26.9%）、金額の平均（事業収益は15,298,741円、経常収益の計は19,075,058円）から総合するとそれぞれは近似していると言うことができる。すなわち、NPO法人の収入源が事業収益に依存していることがわかる。

おわりに

NPOらしい経営とは何か。その答えの一つは「仲間と一緒にやる」ことにある。これは単に事業を拡大し、従業員を増やし、大企業的な経営をするということではなく、自らが志向する課題に共感し、ともに汗を流す人、あるいは応援してくれる人を増やすという意味であることは言うまでもない。上述のとおり、制度的にもメンバーシップにより運営されている組織の会費は原則非課税である。また、NPO法人は10名以上の社員（正会員）でもって構成されると法律によって定められている[17]。

同時に、外部者の巻き込みもNPOにとっては必要不可欠である。レスリー・R・クラッチフィールドとヘザー・マクラウド・グラントはNPOの成功のカギ（原文ママ）として外部の人を関係者として巻き込むこと、ネットワークを育てることを挙げている[18]。これもまた上述のとおり、認定NPO法人への寄付者は税制上の優遇措置を受けられることになっている。

内部者であれ外部者であれ、いずれにしても活動に共感する人を増やすことがNPOには欠かせない。こうした支援をどれだけ多く受け入れているかを測る尺度として

NPO法人が毎年所轄庁に提出する活動計算書の受取会費や受取寄付金の金額をとらえることができるが、現状は事業収益と比較すると見劣りしていると言わざるを得ない。企業には会費や寄付金という概念がそもそもないわけだが、現状を見る限りではNPOが「企業化」しているとも言えよう。もちろん、金銭的尺度で測ることのできない支援の受け入れも考えられるが、NPO法人会計基準の評価益を活用した評価の仕組みも作られており、今後、支援の可視化は進展していくものと思われる。

NPOがNPOらしくあるためには事業収益だけでなく、会費や寄付金の調達にも注力しなければならない。これはNPO自身の自助努力は言うまでもないが、その活動を側面から支援する行政機関やNPO支援団体に求められることは何であろうか。その一つとして、こうした収入源の調達を専門的に担うファンドレイザー[19]の養成や彼らと個別NPOとのマッチングが考えられる。「はじめに」で全国のNPO法人の7割が人材育成に課題意識を持っており、団体内部の人材をファンドレイザーとして育成することはもちろんのこと、外部者にファンドレイジング業務を委託したり、「伴走者」として支援したりできる人材を政策的に育成・派遣する仕組みを作ることは効果的ではなかろうか。また、年に1度、事業報告書等を受け取る所轄庁はNPO法人にとって最も身近な支援機関であり、助言をしたり最新情報を伝達したりすることも有効であり、行政の支援力の向上も必要である。

【脚注】

- [1] 2015年5月31日現在、特定非営利活動法人の認証数は50,169件。内閣府、「NPOホームページ」、<http://www.npo-homepage.go.jp/>、2015.6.24閲覧
- [2] 2015年3月末日現在、店舗数は51,139件。M. Higashide、「コンビニエンスストア（都道府県データランキング）」、<http://uub.jp/pdr/m/c.html>、2015.6.24閲覧
- [3] 内閣府、『平成26年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査報告書』、p.78、https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h26_houjin_shimin_chousa_all.pdf、2016.12.15閲覧
- [4] NPO法人は、毎事業年度初め3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出しなければならないとNPO法第29条で定められている。提出書類は、①事業報告書等提出書、②事業報告書、③活動計算書、④貸借対照表、⑤財産目録、⑥年間役員名簿、⑦前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法

人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所または居所を記載した書面となっている。また、③及び④を合わせて計算書類という(栃木県県民生活部県民文化課編、『特定非営利活動促進法の手引き NPO 法人編』、平成 24 年 4 月改訂版、2012.5、p.77。前掲書、p.85)。

[5] 内閣府、「NPO ホームページ」、<https://www.npo-homepage.go.jp/>

[6] NPO の活動を多くの地域の人たちに知ってもらい、より多くの共感と支援を得るために、会計報告書を作る統一ルールとして作られたもの。この基準が策定された 2010 年 7 月 20 日付で、NPO 法人会計基準協議会は統一した会計基準の必要性を次のように述べている。

NPO 法人制度ができてから 12 年、認定 NPO 法人制度ができてから 10 年が経ちました。NPO 法人の増加とともに、この制度も改正をされてきました。

その間、NPO 法の趣旨である「NPO 法人自らが十分な情報開示をすることで、市民が NPO 法人を応援する」という仕組みが機能してきたとはいえません。その主たる要因は、NPO 法人が所轄庁の例示した書式での最小限の報告にとどめてきたことではないでしょうか。とりわけ、会計報告に関しては、NPO 法人の活動に適した会計基準が存在せず、各法人がそれぞれ自分で考えた方法によって会計書類を作成し所轄庁へ提出することで公表に代えてきました。

この結果、NPO 法人の公表した会計書類は形式や内容がばらばらで、活動実態のつかみづらさがあり、また他の NPO 法人との比較をすることを難しくするなど、数字の検証ができない現状を生み出しました。NPO 法人の活動の実態が見えにくくなってしまいました。(中略) NPO 法人の統一した会計報告のルールの必要性を感じた全国の NPO 支援センターが集まって、2009 年 3 月に NPO 法人会計基準協議会を結成し、NPO 法人会計基準を策定することになりました(NPO 法人会計基準協議会、「【みんなで使おう！NPO 法人会計基準】」、<http://www.npokaikeikijun.jp/>、2016.11.24 閲覧)。

また、2012 年の NPO 法改正において、それまで提出を求めている収支計算書を活動計算書に変更したが、これは NPO 法も NPO 法人会計基準に沿った形で改正し、会計基準と法律との整合性を図ろうとしたものである(NPO 法人会計基準協議会専門委員会監修、『NPO 法人会計基準ハンドブック』、認定特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク、p.12、<http://www.npokaikeikijun.jp/wp-content/uploads/2012/02/handbook201202.pdf>、2016.11.26 閲覧)。

[7] 栃木県、「住民基本台帳に基づく栃木県の人口及び世帯数」、<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a02/pref/shichouson/sonota/1184030337910.html>、2017.3.10 閲覧

[8] NPO 法人会計基準協議会、前掲 Web サイト、2017.3.10 閲覧

[9] 宇都宮大学、「とちぎ終章学センター」、<http://shusho.utsunomiya-u.ac.jp>、2016.11.18 閲覧。なお、表示されている岩舟町は 2014 年 4 月 5 日に栃木市に編入合併されている。

[10] 茂木町 31.9% (1 位)、那須町 28.3% (3 位)、日光市 27.6% (5 位)(宇都宮大学、前掲 Web サイト、2016.11.18 閲覧)。

[11] 一般財団法人児童健全育成推進財団、「放課後児童クラブとは?」、<http://www.jidoukan.or.jp/what/support/afterschool-club.html>、2016.11.28 閲覧

[12] 例えば、栃木県小山市にある 48 の学童保育クラブのうち半数の 24 が NPO 法人によって運営されている。ほかの運営団体は、社会福祉法人が 2、学校法人が 5、保護者会が 17 である(2016.4.1 現在。小山市、「学童保育実施施設一覧」、<https://www.city.oyama.tochigi.jp/shisetsu/gakudohoiku/gakudouichiran.html>、2016.11.28 閲覧)。

[13] 栃木県県民生活部県民文化課編、前掲書、p.54

[14] 水谷綾、「NPO をどう作るか～組織とその運営」、社会福祉法人大阪ボランティア協会編、『テキスト市民活動論—ボランティア・NPO の実践から学ぶ—』、2011.9.11、p.64

[15] 水谷、前掲書、p.65

[16] 国税庁は Web サイトにおいて、2016 年 4 月 1 日現在法令等に基づき会費や入会金について次のように述べている。

その団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がありませんので、同業者団体や組合などは資産の譲渡等の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないこととされており、この場合には、その構成員においてはその通常会費は課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象になりません(国税庁タックスアンサー、「No.6467 会費や入会金の仕入税額控除」、<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shohi/6467.htm>、2016.12.8 閲覧)。

また、寄付金も会費と同様、用途が明らかでない場合は課税されることはないとされている(脇坂税務会計事務所、「NPO 会計道」、<http://blog.canpan.info/waki/archive/231>、2016.12.8 閲覧)。

[17] NPO 法において、設立認証時に社員のうち 10 人以

上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面を所轄庁に提出しなければならないと規定されている（第10条3）。また、都道府県や指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書とあわせて上述の書面を所轄庁に提出しなければならないことになっている。

[18] 以下を参照。レスリー・R・クラッチフィールド、ヘザー・マクラウド・グラント著、服部優子訳、『世界を変える偉大なNPOの条件—圧倒的な影響力を発揮している組織が実践する6つの原則—』、ダイヤモンド社、2012.7.12

[19] 特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会では、社会課題を解決するために、続々と生まれる魅力あるNPO・社会起業家と、社会貢献に関心のある7割の日本人（2013内閣府調査）をつなぐパイプラインをファンドレイザーにとらえ、2012年からファンドレイザーの資格認定を行っている。2016年11月までに50名の認定ファンドレイザー[®]が誕生している（特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、『認定ファンドレイザー[®]』資格認定制度」、<http://jfra.jp/cfr>、2016.12.15閲覧）。

【参考文献】

- 特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ、
「2007年度茨城県内 NPO 財務データ」、『Our Decade
～わたしたちの10年～』、2010.3
- 栃木県県民生活部県民文化課県民協働推進室編、『栃木
県社会貢献活動団体に関する実態調査報告書』、2015.8

【付記】

本稿は筆者が放送大学大学院文化科学研究科2016年度修士論文として執筆した「栃木県内 NPO 法人における財務実態に関する分析」（2016年12月提出）について、「第2章 栃木県内 NPO 法人の財務実態」を中心に再構成・加筆・修正をしたものである。